

## ○富山市農村環境改善センター等条例

平成17年4月1日  
富山市条例第205号

## (設置)

第1条 地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図るため、富山市農村環境改善センター等(以下「センター」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市水橋東部農村地域交流センター	富山市水橋堅田176番地1
富山市大山農村環境改善センター	富山市東福沢1818番地
富山市八尾農村環境改善センター	富山市八尾町梅苑町一丁目95番地1
富山市婦中農村環境改善センター	富山市婦中町羽根6番地
富山市朝日地域農業再編センター	富山市婦中町下条281番地
富山市八尾パインパーク	富山市八尾町井田10番地2
富山市八尾サンパーク	富山市八尾町下乗嶺10番地1
富山市大長谷交流センター	富山市八尾町内名88番地
富山市黒瀬谷交流センター	富山市八尾町小長谷352番地

## (事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中核的担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること。
- (2) 農業についての情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること。
- (4) 市民の交流の場の提供及び施設の供用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的の達成に必要な事業

## (施設)

第4条 センターに、次に掲げる施設を置く。

センター名	施設名
富山市水橋東部農村地域交流センター	会議室
富山市大山農村環境改善センター	(1) 女性研修室 (2) 調理実習室 (3) 農事研修室 (4) 会議室 (5) 多目的ホール
富山市八尾農村環境改善センター	(1) 農事研修室 (2) 和室 (3) 健康増進室 (4) 多目的ホール
富山市婦中農村環境改善センター	(1) 営農相談室 (2) 和室研修室 (3) 調理実習室 (4) 農事研修室 (5) 多目的ホール
富山市朝日地域農業再編センター	(1) 研修室 (2) 和室 (3) 会議室
富山市八尾パインパーク	(1) 多目的グラウンド (2) テニスコート (3) バレーボールコート
富山市八尾サンパーク	(1) 多目的グラウンド (2) 緑地広場

富山市大長谷交流センター	(1) ふるさと体験交流室 (2) 総合案内展示コーナー (3) 研修室 (4) 交流広場
富山市黒瀬谷交流センター	(1) 多目的活動室 (2) 調理実習室 (3) 会議室 (4) 交流広場

(指定管理者による管理)

第4条の2 市長は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げるセンター(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理を行わせるものとする。

- (1) 富山市水橋東部農村地域交流センター
- (2) 富山市八尾パインパーク
- (3) 富山市八尾サンパーク

(指定管理者が行う業務)

第4条の3 [前条](#)の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) [第3条各号](#)に掲げる事業に関する業務
- (3) 指定管理者管理施設の使用の承認に関する業務
- (4) 指定管理者管理施設([前条第1号](#)に掲げるセンターを除く。)の使用料の徴収に関する業務
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務(使用時間等)

第4条の4 センターの使用時間及び休館日は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 指定管理者管理施設における[前項ただし書](#)の規定の適用については、[同項ただし書](#)中「市長が」とあるのは「指定管理者は、」と、「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(使用の承認)

第5条 [第4条](#)に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長(指定管理者管理施設にあつては、指定管理者。[次条](#)、[第7条](#)及び[第12条](#)において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 [前項](#)の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、[第5条](#)の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) [第5条第2項](#)の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) [前条各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。

2 [前項](#)の規定の適用により使用者が損害を受けても、市(指定管理者管理施設にあつては、指定管理者)はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 [別表第2](#)に掲げる施設を使用しようとする者は、[同表](#)に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき(第7条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市農業構造改善センター等条例(昭和57年富山市条例第19号)、大山町農村環境改善センター条例(昭和55年大山町条例第18号)、八尾町農村環境改善センター条例(昭和60年八尾町条例第724号)、八尾町多目的集会施設等設置条例(昭和55年八尾町条例第572号)、婦中町朝日地球農業再編センター設置条例(昭和59年婦中町条例第11号)又は婦中町農村環境改善センター設置条例(平成10年婦中町条例第27号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市条例第342号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市農業構造改善センター等条例第5条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市農業構造改善センター等条例第5条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則(平成20年3月26日富山市条例第32号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日富山市条例第26号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日富山市条例第24号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月24日富山市条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日富山市条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第1条中富山市スポーツ施設条例第2条の改正規定、第7条の改正規定及び別表第1の改正規定並びに次項の規定は同年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日富山市条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日富山市条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第4条の4関係)

名称	使用時間	休館日
富山市水橋東部農村地域交流センター	午前9時から午後10時まで	
富山市大山農村環境改善センター	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日及び休日の翌日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
富山市八尾農村環境改善センター	午前9時から午後10時まで	(1) 日曜日及び休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
富山市婦中農村環境改善センター	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日(この日が休日に当たるときは、その翌日)及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
富山市朝日地域農業再編センター、富山市八尾パーク、富山市八尾サンパーク、富山市大長谷交流センター及び富山市黒瀬谷交流センター	午前8時30分から午後10時まで	

備考 この表において「休日」とは、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日をいう。

別表第2(第8条関係)

- 1 富山市大山農村環境改善センター

種別	使用時間区分による金額(円)		
	9時～12時30分	12時30分～17時	17時～22時
婦人研修室	770	1,100	1,650
調理実習室	1,100	1,650	2,200
農事研修室	770	1,100	1,650
会議室(和室)	770	1,100	1,650
会議室	1,100	1,650	2,200
多目的ホール	3,300	5,500	7,700

- 2 富山市八尾農村環境改善センター

種別	使用時間区分による金額(円)		
	9時～12時30分	12時30分～17時	17時～22時
農事研修室	1,100	1,650	2,200
和室(A)	1,100	1,650	2,200
和室(B)	770	1,100	1,650

健康増進室	770	1,100	1,650
-------	-----	-------	-------

## 3 富山市八尾パインパーク及び富山市八尾サンパーク

種別	単位	金額(円)
富山市八尾パインパーク夜間照明施設	全点灯3時間につき	5,240
	減光点灯3時間につき	2,620
富山市八尾サンパーク夜間照明施設	3時間につき	2,090

備考 照明施設の使用時間は、午後6時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。